

消費者目線で行政を監督

消費者委員会が設置

弁護士

小田 典靖

平成二十一年五月二十九日、国会において消費者庁関連三法案が可決されました。これにより、今秋に、内閣府の外局として消費者行政を一元的に担う消費者庁が設置され、消費者庁とは独立して消費者目線で消費者行政を監督する消費者委員会が設置されることになりました。



これまで、日本の

んできました。

ることが重要なので

行政は産業育成を主眼とし、消費者保護は産業育成官庁による業界規制という形で行われてきました。

今秋の消費者庁・消費者委員会の設置は、産業育成を主眼とする行政のあり方を消費者中心に転換させる契機となるものであり、非常に歓迎すべき行政改革だと評価できます。

あり、私たちは消費者庁・消費者委員会の活動を注意深く見守る必要があります。また、消費者行政を担うのは中央の官庁だけではありません。消費者行政の現場である地方消費者行政も重要な一部です。

そのため、行政は、消費者の利益よりも産業界の利益を優先しがちでした。また、被害を訴える消費者が各官庁をたらい回しにされるといふこともありました。そのため、各消費者団体は、長年にわたって、消費者目線で消費者行政を一元的に担う官庁の設置を望

しかしながら、中央に消費者庁・消費者委員会が設置されただけでは、本当の意味での消費者保護は果たされません。消費者庁・消費者委員会がその趣旨・目的に沿った活動をす

る状況です。今後も引き続き、地方における消費者行政の充実を検討していく必要があるところでは

る。また、消費者目線で消費者行政を一元的に担う官庁の設置を望

る。また、消費者目線で消費者行政を一元的に担う官庁の設置を望

る。また、消費者目線で消費者行政を一元的に担う官庁の設置を望